

本人確認書類の例（マイナンバーカード関係手続き）

下記の書類等で、

- ① 住民票に記載されている氏名のほか、生年月日または住所の記載があるので、
- ② 有効期限のあるものは有効期間内のもの

〈A〉

個人番号カード（写真付き）、運転免許証、運転経歴証明書（H24.4.1以降）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード（写真付き）、特別永住者証明書（写真付き）、一時庇護許可書、仮滞在許可書

〈B〉

個人番号カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、海技免状（小型船舶操縦免許証等）、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、獣銃・空氣銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、資格確認書、介護保険保険証、医療受給者証、各種年金証書、年金手帳・基礎年金番号通知書（年額改定通知書・年金振込通知書を含む。）、児童扶養手当証書、出生証明書、出生届出済証明書、母子健康手帳、子ども医療費受給者証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、
預金通帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等、

マイナンバーカードの受け取りについては上記のほか各種顔写真証明書

- ・病院長又は施設長の顔写真証明書
- ・介護支援専門員（ケアマネージャー）及び指定居宅介護支援事業者の長の顔写真証明書
- ・社会的参加を回避し長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態である方の相談先公的支援機関の長の顔写真証明書
- ・15歳未満の子の、法定代理人の顔写真証明書

〈C〉

- ・国税又は地方税の領収証書又は納税証明書
- ・各種社会保険料（健康保険料等）の領収証書
- ・公共料金の領収証書・検針票（電気、ガス、水道、電話（携帯電話含む）、NHK）

※発行日又は領収日から3ヶ月以内のもので、本人名のものでなくとも同一世帯員名のものも含む。

※ご不明な点等は事前に各区戸籍住民課にお問合せください。

R7（2025）年12月時点